

## 前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する

### 第三者追加調査報告書（要約）

2025年（令和7年）3月27日

第三者調査受託者

弁護士 木 村 保 夫

#### 第1 前市長による公共施設関連工事に係るやり直し指示の有無

調査対象であるやまと公園の令和2年度以降の大規模改修工事に係る部分及びこどもの城建築工事のいずれについても前市長による公共施設関連工事に係るやり直し指示の事実は、受託者が関係資料を精査し、関係者から事情聴取した結果からは認められなかった。

#### 第2 認定した事実

##### 1 やまと公園大規模改修工事について

###### (1) 契約書面から認定した事実

本工事は、公園自体を大規模に改修する工事で、令和2年11月25日の契約をはじめとした計5本の当初契約から始まり、変更契約、付帯工事契約をして工事を完成させている。

変更契約、付帯工事契約に関する契約書面その他を見る限り、その書面上からは不合理な変更や説明困難な変更等は認められない。

変更契約その1は、いずれも現地調査の結果、何らかの変更を余儀なくされたものやその後の工事の進捗に伴い、何らかの変更を余儀なくされたものと見ることができる。工事費の増額という観点からみると、1296万6800円の増額は、現地を精査した結果、がれき処分の数量の増加やコンクリート縁石の増加によるものであるし、253万2200円増額については、マンホールトイレの配置変更および車いす対応への変更、ミストの数の増加が原因である。また1572万2300円の増額は、芝生面積の増加、中低木の本数増加、健康遊具の仕様変更、擬木テラスの設計変更によるものである。これらはいずれも工事着手後発生することに対する対応や合理的理由による変更でそれにとまなう工事費用の増額に特に問題は認められない。

変更契約その2についても工事の進捗に伴った必要な変更と見ることができるが、これによる工事費の増額は認められない。

付帯工事契約においても、不必要な工事が行われた形跡はない。

少なくとも契約書面その他の資料からは、前市長による合理的理由のない指示による変更と解される事情を見出すことはできない。

(2) 前市長と職員等との打ち合わせ記録等から認定した事実

やまと公園大規模改修工事に関する前市長との職員等の打ち合わせ記録は、令和元年8月6日から始まる。やまと公園大規模改修工事に関する最も早い契約は令和2年11月25日であるから、その約1年3ヶ月前から打ち合わせ記録が残っているということになる。

その内容はかなり詳細であり、どのようなやりとりがあったかがよく理解できるものであった。

これらの打ち合わせ記録等の精査にあたっては、前市長から何らかの変更等の指示があったか、仮にあったとして、その時期はいつか(契約締結より前か後か、工事着手より前か後か等)、その変更等の指示に合理的な理由を見いだせるかという観点から、これを行った。

以下においては、その打ち合わせ記録等からいくつかの気になる点を指摘する。

① 令和3年1月21日

前市長より、やまと公園の樹木を切りすぎている旨の指摘があった。これにより、その翌日の伐採作業が中止になった模様であるが、工事に与えた影響は確認できない。

② 令和3年1月22日

前市長より、樹木のうち、伐採せずに残す樹木についての具体的指示があった。職員はそのとおり実行する旨回答した。大きな問題が発生したわけではない模様。

③ 令和3年1月25日

前市長より、御土居の北西側の形をL型に戻せないかとの指示があり、職員が検討するとの回答。

④ 令和3年2月3日

前市長より、樹木を伐採しすぎとの指摘。ただし、従前の前市長の指示と変遷しているとの指摘もある。いずれにしても、前市長から「切ってしまったものは仕方がない」との発言もあり、大きな問題が発生したわけではない模様。

⑤ 令和3年4月19日

前市長より、御土居の高さについての変更指示があったが、職員がその必要はない旨の回答をし、それ以上の議論には発展しなかった模様。

⑥ 令和3年4月28日

前市長より、公園内の休憩所の位置についての言及があったが、その内容は従前の指示から変遷している模様。これについて、大きな問題が発生したことは確認できない。

⑦ 令和3年5月12日

前市長より、御土居の高さについての言及があったが、従前の自分の発言を失念している模様。結局のところ、大きな問題には発展していない。

⑧ 令和3年7月5日

前市長より、ミストの設置についての言及があった。従前の前市長の指示は「設置しない」ということのものであったが、この日は「設置する」との指示。指示に変遷があるが、従前、全く検討対象外であった事項ではなく、職員と協議の上での決定であり、合理的理由のない変更指示とまでは言えない。

2 やまと公園内の休憩所の建設工事について

- (1) やまと公園内に休憩所鉄骨造平屋535.65㎡を新築する工事である。

令和2年7月8日、休憩所建築に先立ち公園全体のコンサルについてセントラルコンサルタンツ株式会社に依頼し、契約した。これにより公園全体の設計図を作成させ、前市長を入れた打ち合わせが資料ではほぼ週1回のペースで行われている。

やまと公園休憩所については計画を本格化するために基本設計を委託するように契約事務を進める話が出ており、令和2年6月8日、株式会社環研と設計契約を締結し、その後監理契約を締結した。

休憩所の建築工事については、当初契約をしたのち、工事の進捗状況に従い、変更契約を締結し工事を進めた。同時に付帯工事として電気設備工事、機械設備工事、太陽光発電設備工事、外構工事、家具工事についても当初契約を締結し、家具工事以外は変更契約を行った。

- (2) 変更契約の内容と理由をみると。建築工事第1回変更契約はインフレスライドによる増額である。建築工事第2回変更契約は工期の変更であり、内容変更については増減0円として調整されている。この休憩所建物の変更契約は、カーテンウォールのガラス、消火器の数量、風除室天井仕上げ、点検口の数量、衝突防止マークの仕様、軒天吊り下げルーバー下地鉄骨の色、塗装壁と鏡の位置変更などいずれの変更も比較的軽微なものである。また、電気工事、機械設備工事の変更も工期と軽微な内容変更にとどまる。太陽光発電設備工事の変更は495万円と金額が比較的大きいが、発注後にメーカーが製品の生産を中

止した結果、仕様について変更したものでやむを得ないものである。  
(3) みどり公園課が作成した会議記録には前市長の指示だけを抜き出して記述しており次回以降にその結果を報告するような形で会議が進行している。

令和3年12月21日の本契約締結までの間少なくとも20回以上の設計に関する会議を前市長含め行っている。その結果、建物の内容イメージについて関係者全員共通認識ができており、工事上の大きな変更はなかった。

また、令和3年12月21日の工事発注前は設計段階であるから、前市長を含め関係者が様々意見を出して変更していくことは、予算の範囲で合理的な理由によるものであるならば認められるところである。

前市長は、休憩室のカウンターの幅や天井資材の選定、屋根のデザインなどについて指示を出したり、意見を言ったりしているが環研の■■■■氏の意見を聞いて決めたりして、指示や変更は不合理なものとは認められない。また工事費の著しい変更も認められない。

工事着工後は必要に応じ現場であるいは資料をもって市長室で市長説明を行い、前市長の不合理な指示による工事内容の変更やそれに伴う工事費の増額、工期の遅れはなかった。

### 3 こどもの城の建設工事について

(1) 大和市としては初めての公私連携型保育所である。旧青少年センター跡地(1721㎡)を大和市が無償貸付して、民間の整備事業者が施設を設計、施工する。市は整備事業者に対して施設建物の建築費などの整備費用を122ヶ月間のリース契約を締結して毎月リース料を支払う形で支払う。市が支払いリースを完了した後は施設は市へ無償譲渡される。また、施設を使った子育て支援事業は大和市が民間の運営事業者に建物を貸付け、協定を締結して実施していくというものである。

(2) 施設の整備事業者はプロポーザル方式で株式会社内藤ハウスが選定された。内藤ハウスからの提案された計画案は、鉄骨2階建て997.79㎡、工事金額5億7398万円(税込み)のものであった。本事業実施のために平成31年度予算として平成32年度から平成42年度までの間の公私連携型保育所等賃借料として5億9400万8000円の債務負担行為が大和市議会により承認された。施設工事代金は、この予算の中で賄われることになり、施設工事代金として支払われた最終金額が122ヶ月分の賃借料(リース

料)となる。

- (3) 内藤ハウスとは令和元年12月26日に今後完成する本施設について賃貸借期間令和3年2月1日から令和13年3月31日、賃借料(リース料)総額5億7398万円(税込み)の賃貸借契約が締結された。この賃貸借契約(以下「当初契約」という)は、プロポーザル時点の内藤ハウスの提案をもとに契約したものであり、爾後、これに対して大和市こども部ほいく課、公共建築課、施設の運営を委託する民間法人を加えて内藤ハウスと協議し、施設の設計を確定していくことになる。その結果が第1回変更契約、第2回変更契約に反映されている。
- (4) 内藤ハウスと当初契約を締結すると同時に設計はコア建築設計工房が担当した。
- (5) 第1回変更契約までに、前市長からは以下のような様々な指示があった。第1回変更契約を締結する令和2年6月17日までは当初契約をもとにして協議しながら実際に建築するための実施設計を作成していく期間であり、この間にアイデアを出したり、当初契約について変更指示をしたりしても、工事上の問題はない。むしろ、そのための期間であると言える。また、第1回変更の公私連携型保育所等整備事業変更仕様書、施設概要変更説明書を見ると次のような変更があるが、変更の理由及びその内容について特に問題はない。
- ・ 屋根の形状をヨーロッパの古城風にしたい、植栽がゴミ捨て場にならないような工夫を行うこと、階段の形状を意匠的によくすること。
  - ・ 門扉の位置、送迎保育者用のロッカーの設置について
  - ・ 外観の色、手すりの設置、ガラスを多用して防犯上の配慮や明るくすること
- (6) これらの検討を経て、令和2年6月17日に第1回変更契約を締結している。これによると鉄骨2階建建物の床面積は1,146㎡で58㎡増となり、工事費(賃借料総額)は5億8550万8000円、1152万8000円増額となっている。主な仕様変更を挙げると、床面積増床により1972万円増額、庇からテラスへの仕様変更により241万円余の増額となっている一方、昇降式舞台の取りやめにより400万円減額、床仕上仕様の変更により436万円余の減額となり、その他差し引き1152万8000円増額という結果となっている。
- (7) 第2回変更契約までに、前市長からはガラスを多用すること、

コンセントを多くとること、本の門、雨だれ対策など様々な指示があり、それらの変更はまとめて第2回の変更契約に反映されている。第2回変更契約にかかる打合せ簿は令和2年7月7日付、令和2年12月8日付、令和3年1月12日付の3部が残されている。打合せ簿にはそれぞれの変更に係る工事費の増減が示されている。明らかに工事の進捗を踏まえ、工事費の増減を確認したうえで現場に指示を出したものであると思われる。したがってこれらの項目での問題となるやり直しはなかったとみてよい。

ただし、令和3年1月12日付打合せ簿において、図書コーナー本棚の塗装の塗り直し、直接工事費で10万円という項目がある。調査によって、本棚は特定されたが何故塗り直しとなったのか、誰かの指示によるものだったのか否か等について判明しなかった。

- (8) これらの検討を経て、第2回変更契約が、令和3年2月12日に締結された。工事金額は5億9398万9000円、848万1000円の増額である。第2回の主な変更は建具、ガラスパーテーション、鏡、図書スペースの仕様、横断防止柵の変更である、いずれも前市長、こども部ほいく課、公共建築課と内藤ハウスの合理的な協議の上で決定されており、前市長の不合理な変更指示によるものではない。

### 第3 認定した事実に基づく受託者の意見

#### 1 やまと公園大規模改修工事について

- (1) 前市長の本件工事に関する思い入れ、こだわり等は強いものであったものと見受けられ、工事契約締結前から前市長による指示や要望は非常に詳細なものであった。しかし、市民の代表たる前市長の立場に鑑みれば、細目的な部分に至るまで前市長が意見を述べることでそれ自体は、何ら問題がないといえる。

契約締結前から前市長と職員等との打ち合わせが密に行われていたことの成果として、工事それ自体は大きな問題もなく進行したと見られる。工事の最中にも、前市長から職員に対して様々な要望、指摘、指示等がなされており、中には従前の指示から変遷した指示がなされたこともあったようであるが、打ち合わせ記録等を精査する限り、その前市長の指示等により、合理的な理由のないやり直し工事が行われたり、そのために費用が増加したり、工事が遅延したという事実は認められない。

- (2) それではどうして前市長による不合理な工事のやり直し指示を防げたのか。次のような理由が考えられる。

① 担当職員による前市長との事前の綿密な打合せ

やまと公園大規模改修工事当時みどり公園課長であった

氏は、受託者のヒアリングに対して、次のように述べた。

やまと公園大規模改修工事は、前市長が非常に熱心に取り組んだものであり、デザイン等の細目に至るまで、こだわりがあったようである。そのため、かなり早い段階から何度も打ち合わせを重ねている。過去の経験（例えば、ポラリス併設の星の子ひろば等）から、問題が生じないように早い段階から細かな打ち合わせ等を丁寧に重ねた。その結果、大きな問題が生じなかったと理解している。

やまと公園大規模改修工事に関する前市長との職員等の打ち合わせ記録は、大規模改修工事に関する最も早い契約を締結する約1年3ヶ月前から残っている。これらの前市長との打ち合わせ記録には前市長からどのような指示があったか、どのような理由によるものか、その時期はいつか、どのようなやりとりがあったかを詳細に記している。この打ち合わせ記録が示すように、担当職員が、前市長のやまと公園の大規模改修工事に関する思い入れが強いことや、前市長からはいつも細かな指示が契約や工事の時期に関係なくあることを十分に理解し、契約のかなり前から前市長との事前の綿密な打合せを実施しながら進めてきたことが認められ、このことが前市長による不合理な工事のやり直し指示を防げた最大の原因であると思料する。さらに、前市長が事前に何度も打ち合わせて最終決定したところに従って工事をしたにも関わらず、のちに現場で前市長が変更を求めたり、「イメージと違う。」などと言った際に、職員が今さら変更はできないと断ったことも見受けられる。

なお、このような詳細な前市長との打ち合わせ記録は、前回の第三者調査、すなわち、やまと公園大規模改修工事よりも古い時期の公共工事等では見られなかったものである。

② 前回の第三者調査で問題となった事項が徐々に顕在化しつつあった時期であり、前市長がそのことを気にしていたと思われること

ア. 受託者が、今回の調査をする中で前記の前市長と職員等との打ち合わせ記録が、令和4年4月以降のものにつき、同じ日付のものが2種類綴られていることが発見された。当時のみどり公園課長であった氏によれば、この打ち合わせ記録は工事がうまく回るために作っていたもので自分としては備忘録のつもりだったが、令和4年9月15日に前市長が氏が前市長

との打ち合わせ記録を作成していることを知って令和4年4月からの分を全て見せるように指示があり、令和4年9月21日に前市長にこれを提出した。以後記載内容について前市長と打ち合わせをして一部修正を求められたため、同じ日付の元のものとは修正後のものが2種類綴られているとのことであった。令和4年9月15日の打ち合わせ記録を見ると「市長から過去に提出した進捗状況の記載内容について「ルール上問題なく可能であれば」という記述が漏れていたり、不必要な雑談の記述もあるなど齟齬が見受けられるので後日確認したいという話がありました。」という記載があり、前市長からの上記の指示があったことが認められる。そして打ち合わせ記録の見直し協議の結果について新旧の記録の内容を比較すると、実際に「ルール上問題なく可能であれば」という文言を挿入したり、表題の「市長指示」を「市長調整」に変えたりしている。これらを見る限り「指示のトーンを柔らかくする」程度の表現上の修正は見られるものの、従前のものと意味が異なるような修正がなされているわけではない。その意味では、前市長が何かを隠蔽しようとしたり、自身に都合の悪い記載の変更を求めたというような事実までは認められない。ただ、前市長が「ルール上問題なく可能であれば」ということを意識して打ち合わせ記録の修正を指示したという事実は、この時期に前市長が工事の変更を指示するにあたっては様々なルールを守らなければならないということ意識していたことがうかがえる。この点、前回の第三者調査の対象となった工事についての前市長の態度とは大きく異なり注目されるところである。

イ. 星の子ひろばの遊具塗り直し問題に関する定例記者会見後の記者対応や調査特別委員会対応が話題に上がっていること

さらに、令和4年5月26日の前市長と職員等との打ち合わせ記録を見ると、定例記者会見後の記者対応について、何故か、かなり前に終了しているはずのポラリスに併設された星の子ひろばの遊具塗り直し問題に関する記載が見られ、遊具の塗り直し費用が増額となった旨の説明がされている。この点に関して前市長は「塗り直し費用がいくら掛かるのかは聞いていません。」としている。時期的には、やまと公園大規模改修工事の真っ最中であり、工事からはだいぶ時間が経過している星の子ひろばに関する事項が記載されていることは唐突であることを否めず、奇異に感じら

れる。さらに調査したところ、同じ日の令和4年5月26日、一部マスコミから大和市に対して、「ポラリスにおける工事完成後の変更についての取材」が入っていた。そのことを耳にし、これを気にしていた前市長が当時のみどり公園課長との間でそのような言及をした可能性はある。

また、令和4年6月1日には「調査特別委員会対応について」打ち合わせをして前市長から「星の子ひろば、やまと防災パーク、引地台公園の公園整備工事で完成後のやり直しがあったかを調べ、6月3日に書面で報告するよう」指示があった。これを受け、令和4年6月3日には、前市長から「基本、ルールに基づき行っているということによいか？」という発言がなされている。

すなわち、前回の第三者調査で問題となった事項が徐々に顕在化しつつあった時期であり、前市長はそのことを気にしていたことがうかがえる。

## 2 やまと公園内の休憩所の建設工事について

(1) 前述のとおり、やまと公園内の休憩所の建設工事についても前市長の不合理な変更指示によるやり直し工事はない。この結果を導いた大きな原因は次のように考えられる。

### ① 早い段階から専門家に委託して計画を作成したこと

令和2年公園全体の設計についてセントラルコンサルタント株式会社と契約を締結し、資料を作成させ、やまと公園についての前市長、みどり公園課、公共建築課の打ち合わせがほぼ週1回のペースで行われている。

やまと公園休憩所については計画を本格化するために基本設計を委託するように契約事務を進める話が出ており、令和2年6月8日コンサルとして株式会社環研と設計委託を締結し、その後同社と監理委託契約をした。この件についても公共建築課担当職員の経験値が活かされている。

こどもの城と同様、設計段階から十分な検討が行われ設計意図が明確になっていた。さらに本件工事では監理者の存在が明確になっており、その責任で的確な現場運営がされていたことで、工事上の手戻りや無駄な支出が無かったことが指摘できる。

### ② 担当職員が事前に綿密に前市長との打合せをしたこと並びに前市長との打ち合わせに最初から専門家を立ち合わせていたこと

令和3年12月21日の本契約締結までの間少なくとも20回以上の設計に関する会議を前市長含め行っている。このことにも

前市長との関係で公共建築課担当職員の経験値が生かされている。その結果、建物の内容イメージについて前市長含む関係者全員共通認識ができてその後の工事についても有効だった。

工事着工後も必要に応じて市長室で公共建築課■■■■課長、みどり公園課から工程、決定が必要な色や材料サンプルの説明を行い、現場立ち合いの上、現場から直接説明を受け、環研の■■■■氏らの意見を聞いて決定し、書類で指示を行っていた。この点に関し、公共建築課の対応は的確であり、委託した環研の技術力がしっかりしていたことも評価できる。すなわち、公共建築課が監理委託者として、環研の■■■■氏が監理受託者として十分に調整機能が発揮されたものとみなせる。

- ③ やまと公園休憩所の工事に関しても、やまと公園大規模改修工事の一環であるので、前記のとおり、星の子ひろばの遊具塗り直し問題に関する定例記者会見後の記者対応や調査特別委員会対応が話題に上がっていることから、前市長に意識変化があった可能性は否定できない。

### 3 こどもの城について

こどもの城の建築工事に関しても、やまと公園の大規模改修工事や同公園の休憩所建築工事同様、担当職員が事前に綿密に前市長との打合せをしたことや前市長との打ち合わせに最初から専門家の内藤ハウスを立ち会わせていたことが前市長により不合理なやりなおし指示がなく、適正に工事が行われた大きな要因であると思われる。

前回調査したポラリスや IKOZA と異なり、公共建築課が主体となって工程を掌握し、遅延することなく発注者としての決定を行い、現場へ伝えていることは評価できる点である。また、現場と変更に対する金額やその他工事への影響を前市長と協議したうえで正式に打ち合わせ簿を作成し契約変更を行うという公共工事として適切な方法を実行していることにより工事の大きな手戻りや、問題を回避できていると思われる。

## 第4 調査を終えて—今後期待すること

今回の追加調査では、前市長の不合理な指示による工事のやり直しはなかったという結果である。このような結果は、担当職員による前市長との綿密な打ち合わせや早い段階から専門家を入れた前市長との調整が重要な役割を果たしたことは間違いない。このような担当職員の行動は、公共施設関連工事を発注する側として適切な方法であり、今後も継続することが望まれる。しかし、やはり市長を監視する責任は職員では

なく議会にある。前回の調査報告書で市長及び公共施設関連工事に対する議会の監視に関する提言したところをさらに充実されることを強く期待する。

以上